

改正建設業法 「令和7年12月施行分」 説明会

「労務費に関する基準」に関する具体的な制度と関連する取組について

対象：建設業者団体・建設業者・公共／民間の建設工事の発注者

昨年6月に公布され、2025年12月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者・発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。

開催プログラム

1. 改正建設業法令和7年12月施行内容について

① 労務費に関する基準関係

- ・「労務費に関する基準」の概要
- ・労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組について
- ・「技能者を大切にす企業の自主宣言制度」について
- ・「CCUS レベル別年収」について
- ・「コミットメント制度」について
- ・「労務費ダンピング調査」等について

② 受注者による不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結の禁止について

2. 約款改正（契約変更協議に関する規定など。コミットメント条項以外）について

3. Q&A セッション

開催日程・会場（全10会場 | 各回定員 50人～100人）

（オンライン配信なし | 各日会場午前・午後の2回開催）

札幌	1/9（金）	大阪	1/16（金）
仙台	1/13（火）	広島	12/23（火）
東京	12/18（木）	高松	1/23（金）
新潟	12/22（月）	福岡	2/2（月）
名古屋	1/28（水）	那覇	1/26（月）

オンライン開催（全2日程 | 各回定員 950人）

（Microsoft Teams 会議使用 | 各日会場午前・午後の2回開催）

第1回：オンライン説明会	12/19（金）
第2回：オンライン説明会	1/20（火）

午前の部 10:30-12:00（発注者向け）
午後の部 14:00-15:30（建設業者向け）
申し込みは、開催日の2営業日前まで。
但し定員になり次第終了させていただきます。



Webサイトはこちら

**開催時間のご確認やお申し込み、お問い合わせは
Webサイトにてお願いいたします。**